

亀山市告示第78号

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成24年亀山市告示第102号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年3月17日以後における利子補給の対象資金、対象期間及び補給率の特例）

- 4 当分の間、令和2年3月17日以後に融資機関が行った貸付けによる資金のうち利子補給の対象となる資金は、第3条中「設備資金」とあるのは「設備資金及び運転資金」とし、第5条第1項中「支払った期間」とあるのは「支払った期間（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定にする新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。）」とし、同条第2項中「の期間」とあるのは「の期間（新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。）」とし、第6条中「1パーセント」とあるのは「1.21パーセント」とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。